

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(六件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…
- 森林法第百八十九条の揭示(五件)……………
- ……………(産業労働局農林水産部森林課)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 屋外広告物講習会の開催……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

### 告示

●東京都告示第八百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年五月十七日

- 一 施行者の名称 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・三・百一十一号大泉学園町北公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年五月十七日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
練馬区大泉学園町九丁目地内  
使用の部分  
なし

### ●東京都告示第八百八十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり(荒川区西日暮里五丁目地内)

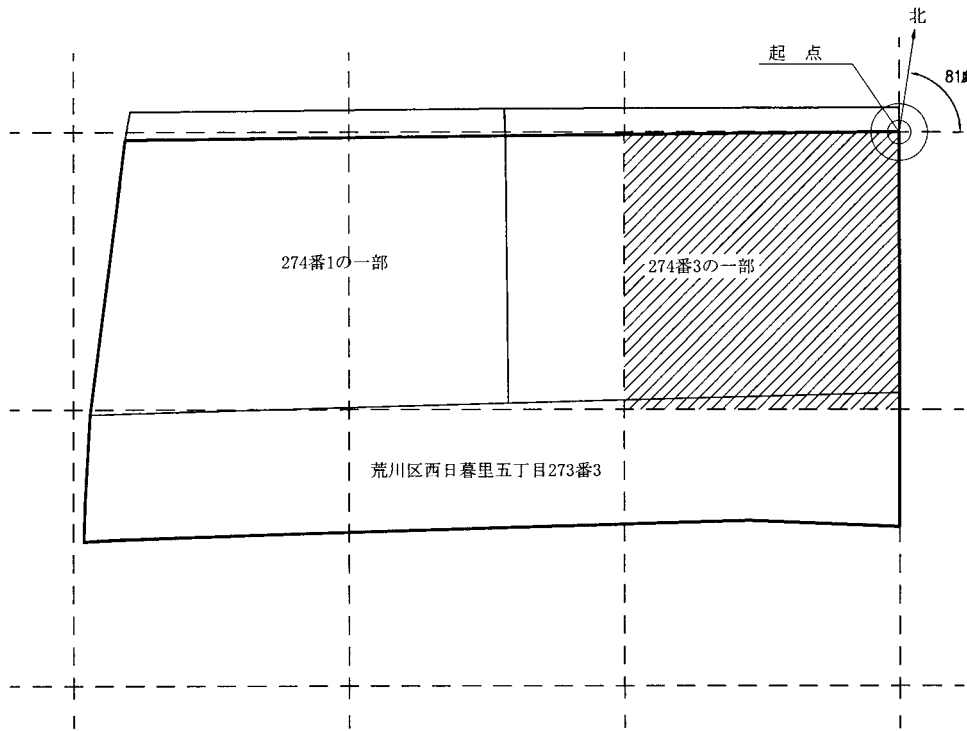
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



(凡例)

- - - : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 要措置区域

(起点)

起点は、荒川区西日暮里五丁目274番3の一部の最北端とする。

(格子の回転角度(81度))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

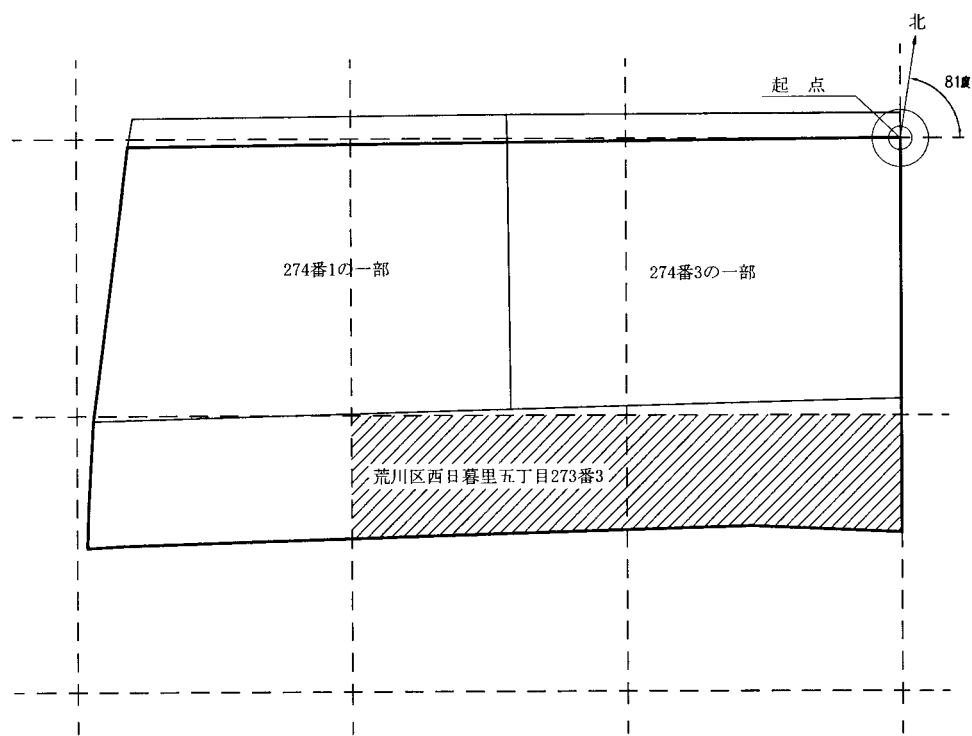
平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区西日暮里五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



(凡例)

- - : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)

起点は、荒川区西日暮里五丁目274番3の一部の最北端とする。

(格子の回転角度(81度))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百八十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

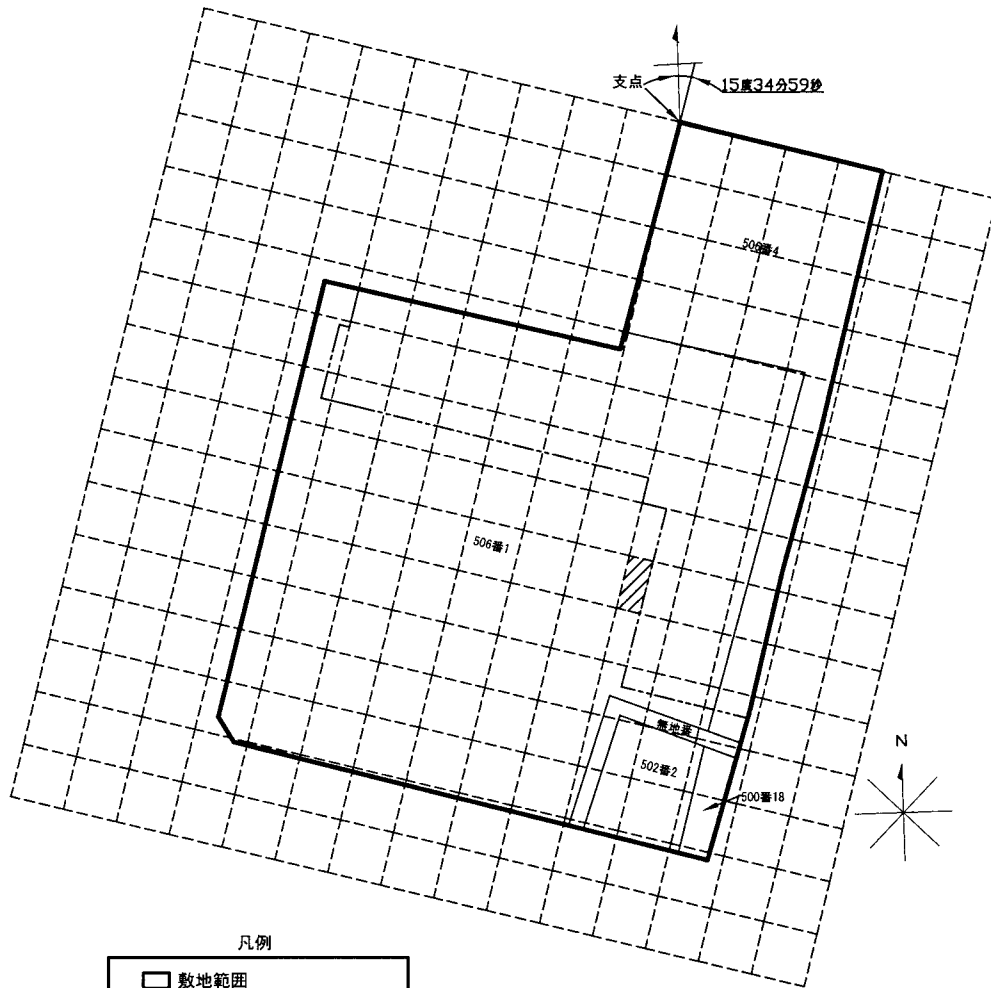
平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(杉並区高円寺北四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 敷地範囲
- 調査範囲
- 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
- 単位区画
- 筆境

【支点】  
 支点は、杉並区高円寺北四丁目506番4の最北端とする。

【格子の回転角度 (15度34分59秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百八十六号

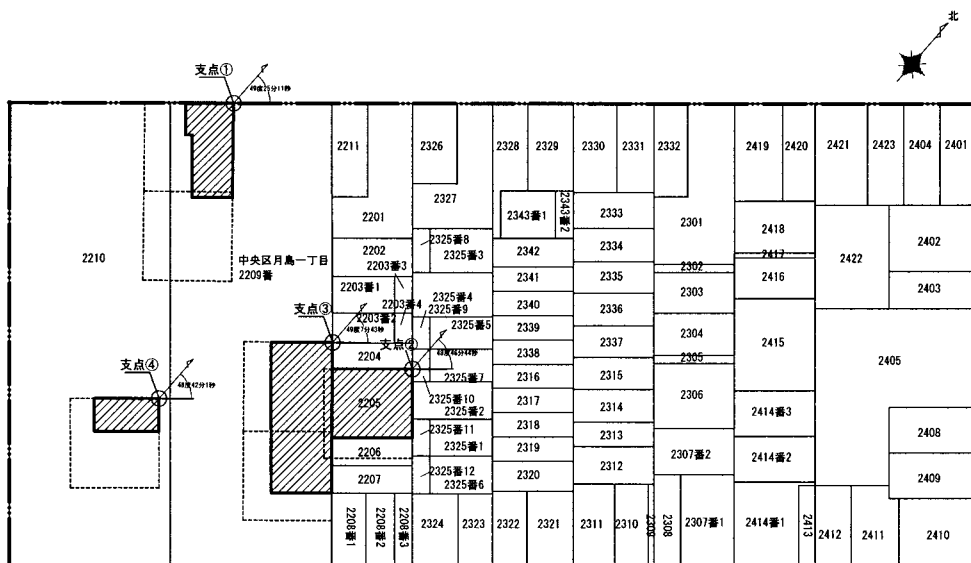
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (中央区月島一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象範囲
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点① X座標 -37307.188 Y座標 -4670.180  
 支点② 中央区月島一丁目2205番の最北端とする。  
 支点③ X座標 -37319.984 Y座標 -4644.072  
 支点④ X座標 -37337.676 Y座標 -4654.617

【格子の回転角度】

支点① 49度25分11秒  
 支点② 48度46分44秒  
 支点③ 49度7分43秒  
 支点④ 48度42分1秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転した角度を示す。

※上記の座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第八百八十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。



平成二十九年五月十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森西二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

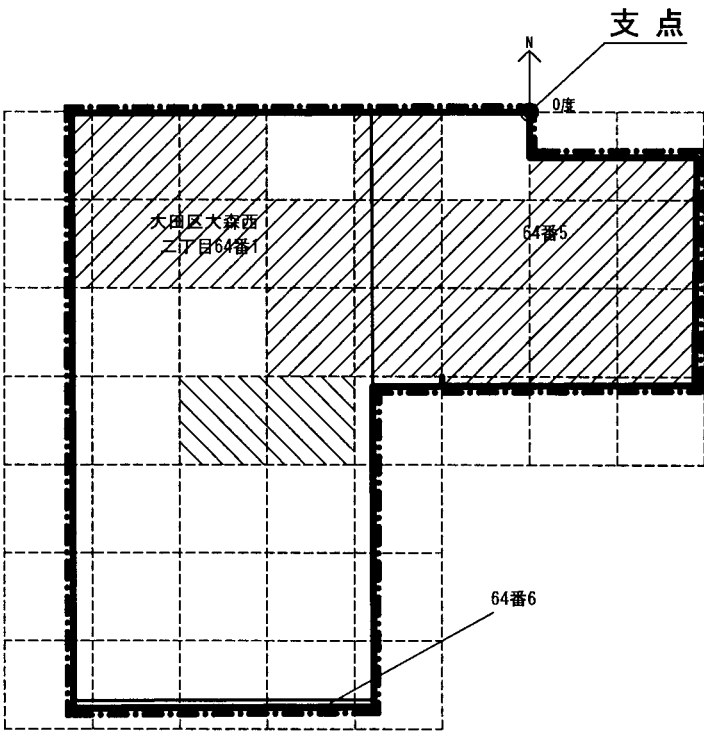
別図

**【凡例】**

-  : 形質変更時要届出区域
-  : 形質変更時要届出区域  
(平成28年東京都告示第240号により指定した区域)
- - - : 単位区画
- · - · : 調査範囲
- : 敷地境界
- : 筆界

**【格子の回転角度 (0度)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【支点】**  
 大田区大森西二丁目64番5の最北端とする。



●東京都告示第八百八十八号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日

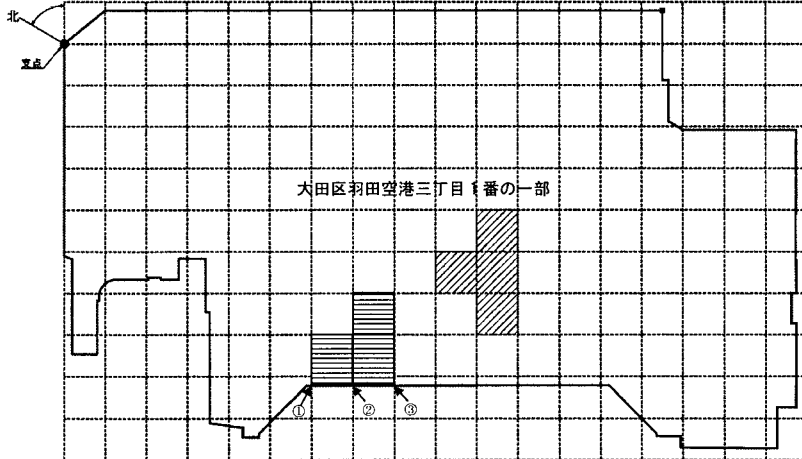
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (大田区羽田空  
 港三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図

59度53分18秒



**【凡例】**

- : 単位区画
- : 改変対象地範囲
- ▨ : 形質変更時要届出区域  
(この告示で指定する区域)
- ▤ : 形質変更時要届出区域  
(平成28年東京都告示第1278号で指定された区域)

**【支点】**  
 支点は、大田区羽田空港三丁目1番の一部のうち、改変対象地範囲の最北端（空港座標 X : 5651.1703、Y : 3021.1564）とする。

	X座標	Y座標
支点	5651.1703	3021.1564
①	5711.1703	2938.9275
②	5721.1703	2938.9531
③	5731.1703	2938.9532

**【格子の回転角度 59度53分18秒】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

\* 上記の座標は「空港座標」を根拠とする。

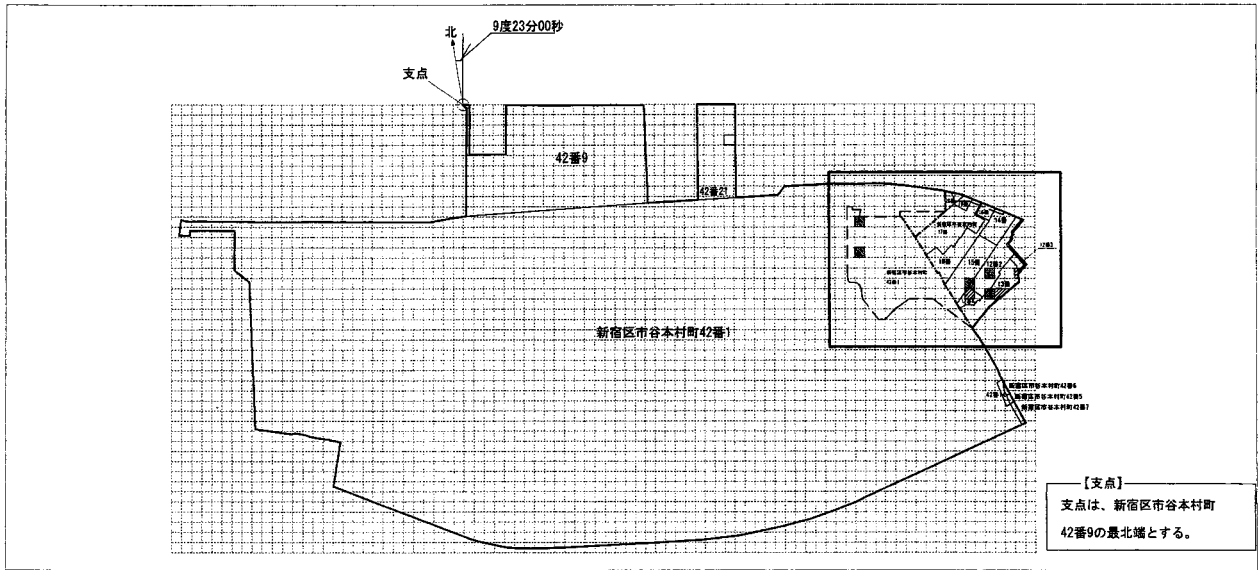
●東京都告示第八百八十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百七十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日

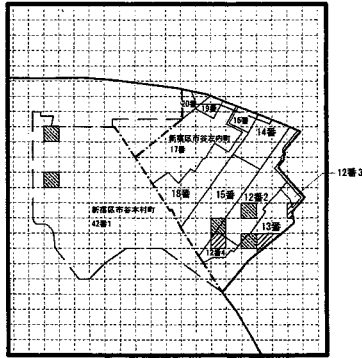
東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区市谷本村町及び同区市谷左内町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



【支点】  
支点は、新宿区市谷本村町  
42番9の最北端とする。

【拡大図】



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- - - 調査範囲
- 敷地境界
- - - 町境界
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域  
(平成28年東京都告示第1275号で指定された区域)

【格子の回転角度(9度23分00秒)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百九十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第八百八十一号、平成二十九年東京都告示第五十九号及び平成二十九年東京都告示第四百三十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日




東京都知事 小池 百合子

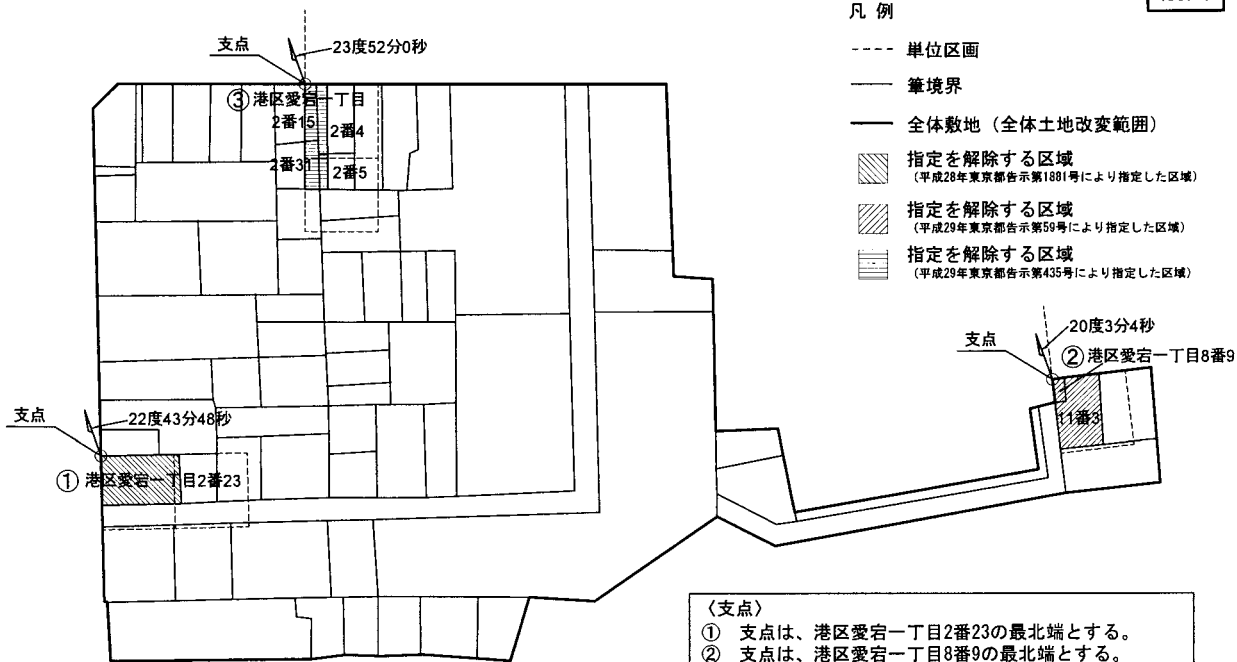
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区愛宕一丁目 地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図

凡例

- 単体区画
- 筆境界
- 全体敷地 (全体土地改変範囲)
-  指定を解除する区域 (平成28年東京都告示第1881号により指定した区域)
-  指定を解除する区域 (平成29年東京都告示第59号により指定した区域)
-  指定を解除する区域 (平成29年東京都告示第435号により指定した区域)



〈支点〉  
 ① 支点は、港区愛宕一丁目2番23の最北端とする。  
 ② 支点は、港区愛宕一丁目8番9の最北端とする。  
 ③ 支点は、港区愛宕一丁目2番15の最北端とする。

① 〈格子の回転角度:22度43分48秒〉  
 ② 〈格子の回転角度:20度 3分 4秒〉  
 ③ 〈格子の回転角度:23度52分 0秒〉  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百九十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

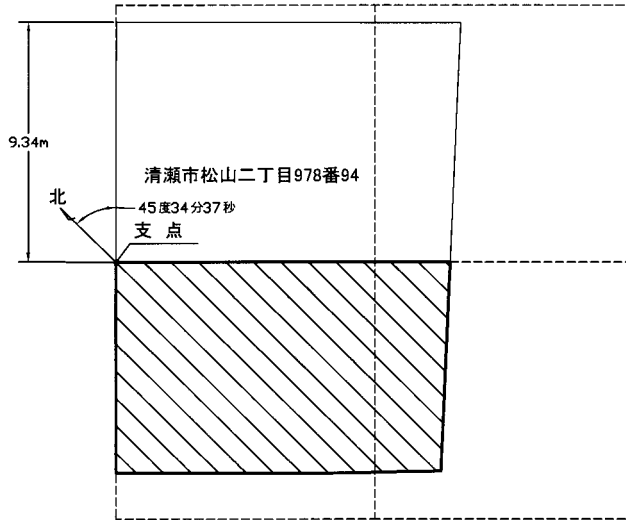
平成二十九年五月十七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(清瀬市松山二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【凡例】**

- 調査範囲
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

**【支点】**  
 支点は、清瀬市松山二丁目978番94の最北端から南方向に引いた格子線上9.34mの地点とする。

**【格子の回転角度】(45度34分37秒)**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
あきる野市戸倉字坂沢二三四〇番	有限会社木下工業所	あきる野市役所
西多摩郡檜原村字南郷六一七六番、六一七八番	清水那知子	檜原村役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年農林水産省告示第二千三百九十一号のとおり。

●東京都告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、

保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林

について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡奥多摩町白丸字丸之内二四〇番二、字杣入三四〇番イ	大澤英夫	奥多摩町役場

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第七十六号のとおり。

●東京都告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市上川町三六八番、三七一九番

八王子市上川町三七七七番

青梅市沢井三丁目七三〇番

青梅市裏宿町八六三番

一 あきる野市切欠一八五六番

西多摩郡檜原村字倉掛九四〇七番

所在が不明な通知の相手方	株式会社モアテック	八王子市役所
佐藤孝治	宮野鶴吉	青梅市役所
宗近あき子	小磯静夫	あきる野市役所
平野六司	檜原村役場	

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年農林水産省告示第二千四百七号のとおり。

●東京都告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市梅郷二丁目四四九番

あきる野市草花字江里上谷ツ二二三九〇番一〇

所在が不明な通知の相手方	三和建设株式会社	青梅市役所
村井弘	あきる野市役所	

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第七十七号のとおり。

●東京都告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
----------------------	--------------	------

八王子市上恩方町七〇 一番から七〇三番まで	今村幾三、栗田 チエ子、関山秀 藏、曾我ミキ、 門倉武男、渡辺 勇、岡部長三郎、 坂田信之、大野 正治、大野忠作、 菱山博幸、野村 六藏	八王子市 役所
八王子市上恩方町一七 一六番	草木リン	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第七十九号のとおり。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人どんぐりパン

三 代表者の氏名

篠崎 裕子

四 主たる事務所の所在地

東京都多摩市諏訪五丁目六番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者・子ども・若者・高齢者とその家族をはじめとする地域住民に対して、生活支援に関する事業をおこない、すべての人々が地域社会において安心して暮らせる社会を目指し、福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人無形価値評価・認定センター

三 代表者の氏名

鎌田 健司

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿一丁目十五番七一五〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、無形価値の評価・認定に関する事業を行い、社会教育の推進、子どもの健全育成、情報化社会の発展、経済活動の活性化、消費者の保護に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

まま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所

三 代表者の氏名

伊東 敦子

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町一丁目二十七番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民・生活者・中小事業者など環境保全や環境マネジメントの流れから取り残されている各主体に対して、環境保全活動への参画基盤の提供並びに環境マネジメントに関わる情報・各種ツールの提供などの事業を行い、わが国における環境保全・環境マネジメントの仕組み創りを国や地方自治体等と協調して推進すると共に、環境リレーションの健全な発展のための啓発・普及などの活動を通じてより多くの人々を環境配慮の仕組みに巻き込み、社会全体の利益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

屋外広告物講習会の開催について

東京都屋外広告物条例(昭和二十四年東京都条例第百号)第四十七条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

第一 受講対象者

東京都内において、屋外広告業を営んでいる者又は営もうとする者

第二 講習会の期日、科目、時間割及び内容

一 期日、科目及び時間割

期日	科目	時間割
平成二十九年八月二十八日 (月曜日)	屋外広告物の法	午前十時三十分から午後二時三十分まで
同日	屋外広告物の表示の方法	午後二時三十分から午後五時三十分まで
平成二十九年八月二十九日 (火曜日)	屋外広告物の施工	午前十時三十分から午後四時三十分まで

二 講習内容及び時間

(一) 屋外広告物の法規 三時間

屋外広告物法 (昭和二十四年法律第八十九号)、東京都屋外広告物条例及び東京都屋外広告物条例施行規則 (昭和三十二年東京都規則第二百二十三号) を中心とする屋外広告物に関する法令について

(二) 屋外広告物の表示の方法 三時間

都市の良好な景観の形成と屋外広告物の意匠、色彩及び形状との調和の在り方について

(三) 屋外広告物の施工 五時間

屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理について

第三 受講定員 二百一人 (先着順)

第四 受講科目の一部免除

次のいずれかに該当する者は、科目 (屋外広告物の施

工に限る。) の受講を免除する。免除を希望する者は、屋外広告物講習会受講申込書に、これらの資格を証する書面を添付すること。

一 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第二条第一項に規定する建築士

二 電気工事士法 (昭和三十五年法律第三十九号) 第二条第四項に規定する電気工事士又はネオン工事に係る同法第四条の二に規定する特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者

三 電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号) 第四十条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号) に基づく準則訓練 (帆布製品製造科の準則訓練に限る。) を修了した者、職業訓練指導員免許 (帆布製品科の免許に限る。) を受けた者又は技能検定 (帆布製品製造の技能検定に限る。) に合格した者

第五 講習会の開催場所

東京都庁第一本庁舎五階 大会議場 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

第六 申込手続

一 申込受付期間  
平成二十九年六月十九日 (月曜日) から同月二十三日 (金曜日) まで

二 申込受付場所

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 新宿区西新宿二丁目八番一号 (東京都庁第二本庁舎二十

一階中央)

電話〇三 (五三八八) 三三三五

三 申込方法

屋外広告物講習会受講申込書に必要事項を記入し、受講手数料を添えて申込受付場所に直接提出すること。

屋外広告物講習会受講申込書は、平成二十九年五月二十二日 (月曜日) から、申込受付場所、区役所又は市役所の屋外広告物担当窓口で配布する。申込みは、先着順に受け付け、受講票を交付する。郵送による申込みは、受け付けない。

四 受講手数料

四千九百円

受付後の受講手数料は、返還しない。

第七 屋外広告物講習会修了証の交付

講習会を修了した者には、屋外広告物講習会修了証を交付する。

第八 講習会の受講を要しない者

次のいずれかに該当する者については、屋外広告業の登録の際に、講習会の修了者と同様に扱う。

一 道府県又は地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う屋外広告物法第十条第二項第三号口の講習会を修了した者

二 職業能力開発促進法に基づく準則訓練 (広告美術科の準則訓練に限る。) を修了した者、職業訓練指導員免許 (広告美術科の免許に限る。) を受けた者又は技能検定 (広告美術仕上げの技能検定に限る。) に合格

した者

三 屋外広告物法第十条第二項第三号イに規定する登録  
試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識  
について実施する試験に合格した者(屋外広告士)

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001